

印鑑登録

市役所市民課、渋谷分室で受け付け(土・日曜日は市役所市民課のみ) 表1

登録資格	大和市に住民登録か外国人登録をしている15歳以上の人(成年被後見人を除く)
申請方法	<p>病気などやむをえない場合以外は本人申請が原則です。</p> <p><b>本人申請の場合</b> 官公署または法人発行の写真付き免許証や許可証(運転免許証、パスポート、社員証など)外国人登録証明書で本人を確認する方法。 登録申請後、本人に照会書を郵送し、後日その照会書および健康保険被保険者証などを持参する方法(申請当日の登録はできません)。 保証人欄に保証人が自筆し、保証人の登録印を押印(保証人が市外の場合は印鑑登録証明書を添付)のうえ、手続きする方法。</p> <p><b>代理人申請の場合</b> と同じ。申請には、本人自筆の委任状、代理人の印鑑および免許証、健康保険被保険者証などが必要。</p>

3月から5月は転入や転出が多く、市民課窓口が大変混雑します。特に、月曜日や祝日の翌日は届け出が集中するため、お待ちいただく場合があります。

市では、市内5か所(市役所2か所、横浜銀行大和支店、渋谷分室、中央林間連絡所)に自動交付機を設置しています。大和市民カードまたはオールインワンカードを持参すれば、申請書を書かなくても

3月~5月は市民課窓口が混雑します

3月25日・26日、4月1日・2日の土・日曜日は、窓口業務を拡大

住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できます。

大和市民カード、オールインワンカードで印鑑登録証明書を取る場合は、事前にカードに登録情報を設定する必要があります。市役所市民課、渋谷分室および各連絡所に印鑑登録証とカードを持参してください。

問い合わせは、市役所市民課住民異動担当 ☎(260)5109、✉shiminへ。

住所変更の届け出

市役所市民課、渋谷分室で受け付け(3月25日・26日、4月1日・2日は市役所市民課でのみ受け付け) 表2

種類	届け出人	届け出に必要なもの
A 転入届(市外から引っ越してきた)	本人、世帯主、代理人のいずれか(代理人の場合は本人自筆の委任状が必要)	転出証明書(前住所地の市区町村で発行)年金手帳(国民年金加入者のみ) 小・中学生がいる場合は在学証明書(前小・中学校で発行)
B 転居届(市内で引っ越した)		国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 小・中学生がいる場合は在学証明書(前小・中学校で発行)
C 転出届(市外へ引っ越す)		国民健康保険被保険者証(加入者のみ)

A、Bは住み始めてから14日以内に、Cは住み始める14日前から届け出をしてください。  
届け出内容を確認するため、届け出人が本人(世帯主、代理人を含む)であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険被保険者証など)を提示してください。

3月25日・26日、4月1日・2日は、窓口業務を拡大

業務時間▶午前8時30分~午後5時

市は、土・日曜日でも一部の窓口で業務を行っています。転入・転出などが集中する時期の3月25日(土)・26日(日)、4月1日(土)・2日(日)は、下表のとおり窓口業務を拡大します。

市税等の納付および納税相談 取り扱う市税等の種類：市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道使用料、下水道受益者負担金、法人市民税。	市税等の口座振替の申し込み	収納課 ☎(260)5241 (市役所2階)
市民税や固定資産税に関する証明書、納税に関する証明書の交付 家屋滅失証明書・住宅用家屋証明書および現年度以外の証明書などは取り扱うことができません。		資産税課 ☎(260)5238 (市役所2階)
住民票の写しの交付 戸籍全部(個人)事項証明書の交付 大和市民カードの申請受け付け 住民異動届け出(表2参照) 外国人登録の受け付け 内容により手続きが完了できない場合があります。	印鑑登録(表1参照) 印鑑登録証明書の交付 母子健康手帳の交付 オールインワンカードの申請受け付け	市民課 ☎(260)5108 (市役所1階)
国民健康保険業務(加入・喪失・給付) 国民年金業務(加入・喪失・免除・学生納付特例) 転入・転出に伴う国民健康保険異動届 社会保険事務所、健康保険組合に確認を要する業務は取り扱うことができません。	国民年金異動届	保険年金課 ☎(260)5114 (市役所1階)
転入・転出に伴う介護保険の手続き 介護保険料の口座振替の申し込み 保険証の即日交付はできません。	介護保険料の納付および納付相談	介護保険課 ☎(260)5169 (市役所1階)*1
転入・転出に伴う老人保健法医療受給者証および小児医療証の交付		医療健康課 ☎(260)5663 (保健福祉センター2階)*2
転入・転出に伴う児童手当の認定請求 母子健康手帳の交付	認可保育所の入所申請事務	児童育成課 ☎(260)5608 (保健福祉センター2階)

○印は、毎週土・日曜日に実施している窓口業務  
印は、3月25日・26日、4月1日・2日の4日間のみ、拡大して行う業務

\*1 「介護保険課」は4月1日から「高齢介護課」に名称変更します。

\*2 4月1日から老人保健法医療受給者証は保険年金課(市役所1階)で、小児医療証は児童育成課(保健福祉センター2階)で交付します。

# まひる



## 厚木基地

防衛施設庁が談合疑惑で揺れている

大和市にも市民にも、防音工事や民生安定事業など、基地周辺対策で大いにかかわりのある防衛施設庁が入札談合事件で揺れており、この事件により、厚木基地の負担軽減が伝えられる米軍再編問題に影響が出ることをわたしは危惧している。

このような事件(むしろ犯罪)は、恒常的に行われていたとも指摘されており、根本的な解決が喫緊の課題であり、防衛施設庁を解体して防衛庁に統合し、省に昇格する話は、こうした問題を解決し、整理したうえで行うのが、本来の姿であろう。

税を使う立場こそ厳しい倫理観を

税金を納めていただき、その限りある財源で、限らない市民(住民・国民)要望にこたえるのが、我々行政執行にかかわる者の基本であるからこそ、防衛施設庁にはより一層の厳しい倫理観が求められる。

日ごろ、わたしが職員に言っているのは「全体の奉仕者」と「タックス・ペイヤ(納税者)の立場で考える」ことである。前者はむしろ「一部の人や企業の利益のために便宜を図ることをしない」ことであり、後者は「納税した人々の心を常に思い、大切にに使わせていただく」気持ちである。

市民・住民・納税者と日々接していない国の、それも予算を使うことが仕事のような防衛施設庁には、このような厳しい意識が欠落、あるいは希薄であることがうかがえる。

崩壊した性善説の復活を

マンションやホテルの設計偽装事件が発覚して以来、人間社会を形成する基本的な「人の本性は善であり、仁・義を先天的に具有すると考え、それに基づく道徳による政治」を主張した孟子の性善説よりも「人間の本性は悪であるとして、礼法による秩序維持」を重んじた荀子の性悪説が正しいように思える昨今は、残念な状況である。

わたしは今年さらに、職員の問題意識の啓発と、厳しい緊張感を追求していくつもりであるが、これは決して窮屈な社会を作り上げていくことではない。むしろ、より広く、より深く性善説を広め、お互いが監視したり、他人を陥れたりするような社会にしないためである。

大和市のまちづくりの基本は、お互いが助け合い、それぞれがその生活を尊重しあうことが大切だと、最近のニュースを見てつくづく思う。

# 木村防衛庁副長官と意見交換

在日米軍の再編に関連して

在日米軍の再編に関連し1月19日、防衛庁の木村太郎副長官が大和市役所を訪れ、土屋市長と意見交換しました。

木村副長官は、今回の訪問について、政府が地元の意見を聞きながら進めている再編協議を加速させるために実施したと理由を述べました。

再編問題に関連して閣僚級が大和市を訪問するのは、昨年4月の逢沢外務副大臣(当時)、同12月の麻生外務大臣に続き、3回目となります。会談は50分近く及び、厚木基地に起因する大和市の被害状況の説明と、再編協議の状況について、

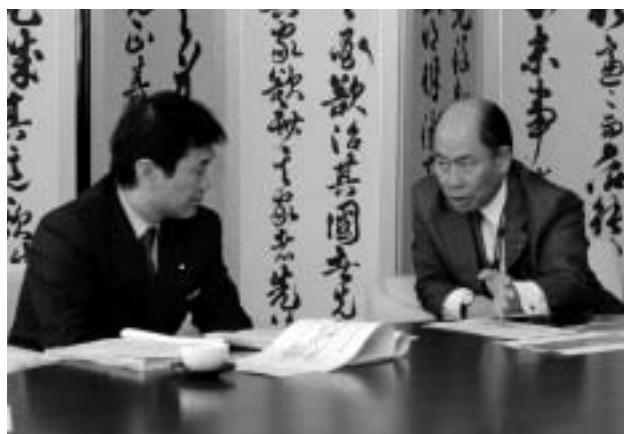
活発な意見交換が行われました。

この中で土屋市長は、大和市民が長年にわたり艦載機による騒音被害や墜落などの危険性に悩まされてきた実情を説明し、これらの解消について理解を求めました。これに対し木村副長官は、大和市が置かれている現状と課題を再認識したと話すと同時に、いわゆる中間報告を踏まえ、「(負担は)軽減すると思うし、そのようにしたい」と述べました。さらに、日米両政府間の再編協議についても、政府一体となって再編問題に当たっていく旨の説明がありました。

また土屋市長が、現在もその一部が厚木基地で実施されているNLP(夜間連続離着陸訓練)について、解決を図るよう申し入れたところ、同行していた防衛施設庁の戸田量弘施設部長(現防衛施設庁次長)から、「NLPの本格施設は課題と認識している」との返答がありました。

市は、政府が3月末に取りまとめたいとしている最終的な報告に向けた再編協議の進展や、厚木基地に関する動向を注視しながら、航空機による騒音被害などの解消に向けて適切に行動していきます。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当 ☎(260)5310、✉kichi。



木村防衛庁副長官と会談する土屋市長(大和市役所)